

2022年11月1日

各位

株式会社ヤマダホールディングス

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社ヤマダホールディングス(旧社名:ヤマダ電機)発行の「ヤマダ商品券」につきましては、2022年12月31日(土曜日)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

以下の「ヤマダ商品券」の未使用券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了 及び 払戻し対象となる前払式支払手段について

「ヤマダ商品券」 ※1,000円券、500円券、100円券 がございます

※裏面に発行店、発行日、発行店印の記載があります

(表面)

(裏面)



2. ご利用終了日

2022年12月31日(土曜日)まで

3. 払戻しの申出期間

2023年1月11日(水曜日)～2023年4月10日(月曜日)

受付時間は、お持ち込み頂いた店舗の営業時間内とさせていただきます。

※当該期間内に払戻しの申出がない場合には、この払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. 申出方法 及び 払戻し方法

株式会社ヤマダデンキ店舗に未使用のヤマダ商品券をご持参ください。確認の上、その場で現金と交換いたします。

なお、一部店舗についてはその場で現金と交換が出来ない場合がございます。その際は、郵送での申出をお願い申し上げます。

※郵送による申出

・お申し出される方の住所、氏名、ご連絡先を下記のお問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。

・ご連絡頂きましたら、返信用封筒と「ヤマダ商品券払戻申請書」を送付致します。必要事項をご記入頂き、返信用封筒に未使用のヤマダ商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用のヤマダ商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額をお振込みいたします(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します)。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

株式会社ヤマダホールディングス 本社

〒370-0841 群馬県高崎市栄町1番1号

電話 0570-078-181

【発行元】 株式会社ヤマダホールディングス 経営企画室 広報課
TEL : 027-345-8947 / FAX : 027-345-8948 / E-mail : ymd_kouhou@yamada-denki.jp

上記記載の情報は、2022年11月1日現在の情報であり、今後予告なしに変更されることもありますので、あらかじめご了承ください